

## 平成30年第2回市原市議会定例会議案概要

専決処分の承認	……	5件
人事案件	……	3件
条例の一部改正	……	7件
市道路線の認定	……	1件
財産の購入	……	1件

17件

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

(市原市税条例の一部を改正する条例の制定について)

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い改正したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成30年3月31日

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 市民税関係

- (1) 国内に本店又は主たる事務所を有する法人が、外国に子会社を有する場合の法人市民税の二重課税の調整に係る規定を整備する。
- (2) 法人市民税に係る納期限を延長した場合の延滞金の計算期間に係る規定を整備する。

2 固定資産税関係

- (1) バリアフリー改修が行われた劇場等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定を整備する。
- (2) 評価替えの翌年度以降に地価が下落した場合の修正措置を平成32年度まで延長する。
- (3) 土地に対して課する固定資産税について、評価替えに伴う税負担の急増を回避するため等の負担調整措置を平成32年度まで延長する。

3 特別土地保有税関係

- (1) 固定資産税相当額を特別土地保有税の保有分に係る税額から控除する特例措置を平成32年度まで延長する。

4 条文整理に伴う改正

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

(市原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い改正したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成30年3月31日

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

- 1 バリアフリー改修が行われた劇場等に係る都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定を整備する。
- 2 評価替えに伴う税負担の急増を回避するため等の負担調整措置を平成32年度まで延長する。
- 3 条文整理に伴う改正

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて  
(市原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

- 本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い改正したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成30年3月29日

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

これまで法人のみが指定を受けられた看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、当該サービスの供給量を増やすため、病床を有する診療所を開設している者も指定を受けることができるよう規定する。

※看護小規模多機能型居宅介護サービスとは、「訪問看護」、「訪問介護」、「通所介護」及び「短期入所生活介護（ショートステイ）」を組み合わせ提供するサービスをいう。

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて  
(市原市重度心身障害者医療給付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

- 本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い改正したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成30年3月30日

施行期日 公布の日（平成30年3月30日）

◆ (参考) 改正の概要

同法施行令に規定する以下のいずれかにあてはまる高額治療継続者について、所得制限を超過した場合においても受給対象者とする経過的特例措置を平成33年3月31日まで延長する。

- ・腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法）、肝臓機能（肝臓移植後の抗免疫療法）の障がいを持つ者
- ・自立支援医療（精神）を利用して「重度かつ継続」に該当する者
- ・医療保険の高額療養費に過去1年間に4回以上該当している者

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度市原市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)について)

- 本案は、歳出の保険給付費を増額する必要が生じ、急施を要したので専決処分したものであり、歳出予算のうち、保険給付費を30,000千円増額し、共同事業拠出金を30,000千円減額したものである。

専決処分日 平成30年3月30日

◆ (参考) 補正の概要

インフルエンザの流行により保険給付費に不足が生じたため、補正したものである。

議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員 鎗田誠(ヤリタ マコト)氏が平成30年9月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和20年3月21日

住 所 市原市岩崎1丁目11番地2

議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員 井内弘之(イノウエ ヒロユキ)氏が平成30年9月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和27年6月28日

住 所 市原市ちはら台南5丁目1番地2 (B-404)

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員 高柴安子(タカシバ アヤコ)氏が平成30年9月30日をもって任期満了となるため、新たに中西成子(ナカニシ ナリコ)氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和25年4月26日

住 所 市原市千種3丁目8番地2

議案第60号 市原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方税法等の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 改正条例

- (1) 市原市税条例
- (2) 市原市税条例等の一部を改正する条例

2 概要 (市原市税条例)

(1) 市民税関係

- ・ 資本金が1億円を超える法人で、国内に本店又は主たる事務所を有する法人に対し、法人市民税の電子申告を義務付けることを規定する。(施行期日 平成32年4月1日)
- ・ 個人市民税の非課税の範囲について、給与所得控除等の見直しに伴い、従来の非課税者が課税対象とならないよう調整する。(施行期日 平成33年1月1日)
- ・ 高額所得者の基礎控除額が逡減、消失する仕組みが創設されることに伴い、基礎控除及び調整控除の対象となる納税義務者について規定する。(施行期日 平成33年1月1日)
- ・ 年金所得者が配偶者特別控除の適用を受ける場合の申告要件について、見直しを図る。  
(施行期日 平成31年1月1日)

(2) 固定資産税関係

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の新設及び変更に伴い、国の参酌基準を踏まえ次の特例措置を定める。

- ・ 中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る償却資産の課税標準の特例措置  
特例割合「0」※固定資産税をゼロに軽減する。（施行期日 公布の日）
- ・ 工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設に係る償却資産の課税標準の特例措置  
特例割合「2分の1」（施行期日 公布の日）
- ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る償却資産の課税標準の特例措置

区 分	特例割合
太陽光（1,000kw未満）・風力（20kw以上）	3分の2
太陽光（1,000kw以上）・風力（20kw未満）	4分の3
水力（5,000kw未満）・地熱（1,000kw以上）・バイオマス（10,000kw未満）	2分の1
水力（5,000kw以上）・地熱（1,000kw未満）・バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満）	3分の2

（施行期日 公布の日）

(3) たばこ税関係

- ・ 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い、製造たばこの区分を創設する。  
（施行期日 平成30年10月1日）
- ・ 加熱式たばこの溶液部分について、製造たばことみなすことを規定する。  
（施行期日 平成30年10月1日）
- ・ 加熱式たばこに係る課税標準の換算方式について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式を規定し、現行の換算方式から段階的に移行することを規定する。  
（施行期日 平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日）
- ・ たばこ税率を段階的に引き上げることを規定する。  
（施行期日 平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日）

(4) 条文整理に伴う改正

3 概要（市原市税条例等の一部を改正する条例）

たばこ税率の引き上げに伴い、旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置を平成31年9月30日まで延長する。（施行期日 平成30年10月1日）

議案第61号 市原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成31年4月1日ほか

- ◆（参考）改正の概要

条文整理に伴う改正

**議案第62号 市原市重度心身障害者医療給付条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、千葉県の子重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年8月1日

◆（参考）改正の概要

生活保護法による被保護世帯に属する者は同法の医療扶助対象となることから、本条例の受給対象者から除くことを規定する。

**議案第63号 市原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆（参考）改正の概要

小学校の教諭等となる資格を有する者が、放課後児童支援員となる際の資格要件の明確化を図る。また、放課後児童支援員となれる者として、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの」を加える。

**議案第64号 市原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、国分寺台西小学校第3児童クラブ、若葉小学校第2児童クラブ、国分寺台小学校第3児童クラブ及び姉崎小学校第2児童クラブを開設するとともに、放課後児童クラブ利用料の納期を改めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年7月1日

◆（参考）改正の概要

1 新規開設施設

名 称	区 分	定 員
国分寺台西小学校第3児童クラブ	特別教室の一時的な利用（家庭科室）	40名
若葉小学校第2児童クラブ	旧若葉保育所分園を転用	40名
国分寺台小学校第3児童クラブ	特別教室の一時的な利用（家庭科室）	40名
姉崎小学校第2児童クラブ	余裕教室の利用（普通教室）	40名

- 2 放課後児童クラブ利用料の納期を毎月末と定めているが、12月分については同月20日としているため、これを翌年1月4日とし、併せて納期日が土日等の場合に直後の平日を納期限とする。

**議案第65号 市原市勤労会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、市原市勤労会館のコインロッカー使用料を無償化するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年8月31日

◆（参考）改正の概要

公共施設間におけるコインロッカー利用料金の不均衡を是正するため、1回あたり100円の使用料を無償化し、利用者の利便性向上を図る。

## 議案第66号 市原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、下水道使用料の算定方法等の見直しを図るため、改正しようとするものである。

施行期日 平成31年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

- 1 下水道使用料（以下、「使用料」という。）の算定を2箇月ごとから1箇月ごとに改める。  
また、使用料算定時の端数処理（10円未満切り捨て）について、これまで消費税を乗じる前後の2回としていたが、消費税を乗じた時点のみの1回に改める。
- 2 市長が必要と認めた場合は、使用料の徴収方法を変更できるよう規定する。
- 3 使用料の算定を1箇月ごとに改めることに伴い、1箇月分の汚水排除量に、1立方メートル未満の端数が生じた場合は、前後の月のいずれか一方に加えることを規定する。

## 議案第67号 市道路線の認定について

- 本案は、市道12路線を認定しようとするものである。

◆ (参考) 認定路線の概要

都市計画法第39条及び第40条第2項の規定により、管理帰属された路線（ひらいホールディングス株式会社から2路線、株式会社稲毛土地から1路線、有限会社市原土地建物センターから2路線、株式会社栄工業から1路線、株式会社新昭和から5路線、株式会社アーネストワンから1路線）を認定しようとするものである。

## 議案第68号 財産の取得について

### (コンパクト購入)

- 本案は、コンパクト購入について、平成30年5月14日に入札の開札をしたところ、日本キャタピラー合同会社袖ヶ浦営業所が落札候補者となり、平成30年5月17日に落札者と決定し、仮契約を平成30年5月23日付けで締結した。

については、日本キャタピラー合同会社袖ヶ浦営業所と本契約を締結しようとするものである。

取得予定価格 41,040,000円

◆ (参考) 取得財産の概要

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 名称   | コンパクト                    |
| 2 車両形式 | 日本キャタピラー製<br>ランドフィルコンパクト |
| 用途     | 廃棄物処理                    |
| 型式     | CAT816K                  |
| 総重量    | 25,809kg                 |
| 定格出力   | 185kW                    |